

令和5年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所において放置車両の確認等を実施する。</p>										
活動路線	<p>◎ 最重点路線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線（区間）</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東7丁目（札幌新道）交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東15丁目屯田通 北15条東16丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274）交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	路線（区間）	重点時間帯	東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東7丁目（札幌新道）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東15丁目屯田通 北15条東16丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274）交差点までの間及びその周辺	5時～22時				
	路線（区間）	重点時間帯									
	東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東7丁目（札幌新道）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	東15丁目屯田通 北15条東16丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	<p>◎ 重点路線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線（区間）</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（屯田通）交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東15丁目屯田通 北34条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東16丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東1丁目幌北通 北13条東2丁目（北13条通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	路線（区間）	重点時間帯	北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（屯田通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東15丁目屯田通 北34条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東16丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東1丁目幌北通 北13条東2丁目（北13条通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	路線（区間）	重点時間帯									
	北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（屯田通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	東15丁目屯田通 北34条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東16丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	東1丁目幌北通 北13条東2丁目（北13条通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
<p>◎ 最重点地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東区役所・商業施設周辺 北8条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺 </td> <td style="text-align: center;">5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	地域	重点時間帯	地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺	5時～22時	東区役所・商業施設周辺 北8条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺	5時～22時					
地域	重点時間帯										
地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺	5時～22時										
東区役所・商業施設周辺 北8条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺	5時～22時										

活
動
地
域

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
元町・伏古・東苗穂地区 北13条から北33条までの東16丁目、 北13条から北23条までの東17丁目から東23丁目まで、 伏古1条から7条まで、東苗穂1条から3条まで及びその周辺	5時～22時
栄町地区 北34条から北48条までの 東1丁目から東16丁目まで及びその周辺	5時～22時
幌北線地区 北8条から北33条までの 東1丁目から東2丁目まで及びその周辺	5時～22時
東区役所東側地区 北8条から北12条までの 東9丁目から東16丁目まで及びその周辺	5時～22時

札幌方面東警察署